

支払猶予申請に係る注意事項

- 複数の使用場所を申請する場合、2件目以降の「お客様番号」「水栓所在地」は申請書裏面に記載してください。
- 「猶予を希望する期間」について、最初の申請は6か月以内の範囲で記載してください。
- 申請の内容について、管轄の水道事務所（支所）又は市役所から電話等で内容の確認を行うことがありますのでご協力をお願いします。
- 支払猶予申請に係る結果について、不承認になった場合を除き通知は行いません。
- お支払方法が口座振替の場合、支払猶予申請受理後のお支払方法は納付書払いとなります。ただし、支払猶予申請を受理した日により、直近の水道料金については、登録口座へのご請求となってしまう場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 支払猶予期間中、給水停止は行いませんが、納入通知書と督促状については送付されますのでご了承ください。
- 支払猶予により、水道料金（下水道使用料）の減額や免除になることはありませんのでご注意ください。
なお、下水道使用料の延滞金が発生する場合も同様です。
- 支払猶予された請求分の水道料金について、猶予期間満了までに一括または分割で納付していただくことになります。
- 猶予期間内であっても支払猶予した水道料金（下水道使用料）の金額やお支払いの時期、申請理由に係るお客様の状況等について、管轄の水道事務所（支所）又は市役所から問い合わせをさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。